

補助金等取扱基準

補助金等の名称	私立保育所・認定こども園施設整備補助金
補助事業等の標目	私立保育所・認定こども園施設の整備促進
補助事業等の対象者	次に掲げる者とする。 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定により私立保育所を現に設置し、又は設置しようとする社会福祉法人 (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の規定により認定こども園を現に設置し、若しくは設置しようとする学校法人又は社会福祉法人
補助対象経費	次に掲げる費用とする。 (1) 厚生労働大臣が定める保育所等整備交付金交付要綱の規定により算定した保育所の施設整備に要する費用 (2) 保育所等整備交付金交付要綱及び文部科学大臣の定める認定こども園施設整備交付金交付要綱の規定により算定した認定こども園の施設整備に要する費用 (3) 保育所又は認定こども園の施設及び設備の整備に要する経費(国及び県から補助金を受ける場合又は(1)若しくは(2)による補助金を受ける場合には、その補助金の額を控除した額)で市長が認めたもの。ただし、土地の買収費は除く。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助金の額は、予算の範囲内において次に掲げる補助率により算定した額の合計額とする。 (1) 補助対象経費の(1)又は(2)に該当するものについては、補助率3/4以内とする。ただし、1,000円未満を切り捨てとする。 (2) 補助対象経費の(3)に該当するものについては、補助率1/2とする。ただし、1,000万円を限度とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書等を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成11年9月28日
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 多様化する保育需要に対応するため、私立保育所における保育サービスの充実が持続的に図られるよう支援していく必要があるため。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	

<p style="text-align: center;">提 出 書 類</p>	<p>補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市私立保育所・認定こども園施設整備補助金交付申請書（様式2号-1）</p> <p>(2) 設計書又は見積書</p> <p>(3) 設計図又はカタログ</p> <p>補助金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市私立保育所・認定こども園施設整備補助金実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>(2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し</p> <p>(3) しゅん工写真</p> <p>(4) その他必要な書類</p>
	<p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p style="text-align: center;">担 当 部 署</p>	<p>諏訪市 健康福祉部 こども課 保育係</p>

平成25年 4月 1日 一部改正

令和 2年 3月31日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）